令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策) に係る公募要領

第1 総則

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、各地域で作物、農地、 農作業ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、被災した産地の継続・再 生を図るため、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第 3175号、3畜産第1993号、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知) (以下「実施要領」という。)第1のただし書に基づく緊急対策として、令和6年 能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)(以下「本事業」という。) を実施する事業実施主体選定のための公募要領をここに定める。

第2 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

別記(産地緊急支援対策)第1の1の事業を実施しようとする事業実施主体は、別掲2の応募申請書に別記(産地緊急支援対策)の別記様式第1号及び別添様式を添付した事業実施計画を作成し、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。)に応募するものとする。

2 添付書類

添付書類は、別掲1のチェックシートのほか、次のとおりとする。

- (1) 事業内容ごとに助成対象者、ほ場所在地、被災面積、品目等が証明された資料(別記様式第1号別添2から別添4のうち必要な書類)
- (2) 定款又は規約(農業者が組織する団体の場合)、収支予算(又は収支決算)等

なお、定款又は規約が公表されている場合は、別掲1のチェックシートの(3)に公表先のアドレスを記載することで提出に代えることができる。

- (3) 各取組の積算が確認できる資料(資材納品書(写)、輸送費、作業労賃の根拠が分かる資料等)
- (4) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (5) その他、地方農政局長等が必要と認める書類

第3 申請書類の提出期限等

1 提出期限

申請書類の提出期限については、公示のとおりとする。

2 問い合わせ先・提出先

問い合わせ先・提出先は、別掲3のとおりとする。

ただし、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)とする。

なお、電子メール及びファクシミリによる問合せは、不可とする。

3 提出に当たっての注意事項

- (1)事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。
- (2) 申請書類の提出は、郵送等又は電子メールによるものとする。
- (3)申請書類を郵送等により提出する場合は、「令和6年能登半島地震対応産地 緊急支援事業(産地緊急支援対策)(第1回)」と封筒等の表に朱書きし、配 達されたことが証明できる方法によるものとする。
- (4)申請書類を電子メールによる提出を希望する場合は、別掲2の問合せ先に送付先アドレスを確認の上、件名を「令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)(第1回)の応募申請書類(応募団体名)」とし、本文に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載するものとする。

ただし、添付するファイルは圧縮せず、1メール当たり7MB以下とする。 なお、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募団体名に続けて、その○ (○は連番)とする。

- (5) 提出期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。
- (6) 申請書類の差し替えは、原則として認めない。
- (7) 書類に不備等がある場合は、審査対象としない。
- (8)提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査及び事業実施計画の承認以外には無断で使用しない。
- (9)審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合がある。

第4 事業実施主体の選定

1 応募申請書類の審査

地方農政局等は、応募者から提出された応募申請書類について、事業実施計画、申請経費及び事業実施主体の妥当性等を審査し、審査結果を農産局長に報告するものとする。

2 補助金交付候補者の通知等

農産局長は、審査結果に基づき補助金交付候補者を決定し、その旨を地方農政局長等に通知するとともに、地方農政局長等は応募申請者に対して通知するものとする。

第5 事業実施主体に係る責務等

事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならない。

1 事業の推進

事業実施主体は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知)及び持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知)のほか、令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業実施要領(令和6年3月28日付け5農産第4955号農林水産省農産局長通知)を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施状況・評価の報告等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

2 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、

機器設備等財産の取得及び管理など)に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が得られるよう経費の効率的使用に努めること。
- 3 取得財産の管理
- (1)取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、 補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す必要があるときは、事前に地方農政局長等の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長等が承認した当該取得財産を処分したことによって得た 収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は 一部を国に納付することがある。

別記 (産地緊急支援対策)

第1 事業の内容等

1 事業内容

本事業で支援する取組は、令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた地域において、営農再開又は集出荷施設等(集出荷貯蔵施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、育苗施設、産地管理施設、生産技術高度化施設及び種子種苗生産関連施設をいう。以下同じ。)における農作物の出荷の円滑化等を図るために共同で行う以下の取組とする。

ただし、(1)と(3)については、同一ほ場において、重複した事業内容に 取り組むことはできないものとする。

なお、本事業の実施期間は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までとする。

また、支援の対象となる取組は、事業実施主体又は受益農家が、令和6年能登 半島地震による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための 取組に限るものとする。

(1) 営農再開支援

ア 資材の調達等支援

(ア) 早期営農再開

令和5年度及び6年度までの間の早期営農再開に必要となる生産資材 (種子・種苗等の消費材に限る。)の調達、役務等を確保する取組

(イ) 作物転換・規模拡大

被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる生産資材等(パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。) を調達する取組

イ 栽培環境整備

被災に伴い新たに必要となる作物残さや飛散したガラス等の撤去、追加的な施肥・防除等の栽培環境整備のための取組

ウ 土づくり

災害復旧事業により客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るために必要な追加的な堆肥の投入等の土づくりの取組

エ リース方式による農業機械等の導入

被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる農業機械又は施設園芸用機器等(以下「農業機械等」という。)をリース方式により導入する取組

なお、リース方式による農業機械等の導入に関する基準等は別紙に定める とおりとする。

オ 収穫・調製作業

被災により追加的に必要となった収穫・調製作業を行う取組

(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援

ア 施設の仮復旧等

被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時 的に機能を回復させる取組 イ 周辺集出荷施設等の活用

被災した集出荷施設等に集荷した農作物を周辺の集出荷施設等での選果・加工等のために輸送し、又は周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために輸送する取組

ウ 集出荷機能等の強化

被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復 させる取組

- (3) 浸水被害に対する水田農業継続特別支援
 - ア 土壌診断

浸水被害を受けた水田の土壌環境の再生に向けて行う土壌診断の取組

イ 土づくり

浸水被害を受けた水田における生産力の回復を図るために追加的に必要な堆肥・緑肥や土壌改良資材の投入等の土づくりの取組

ウ 作業委託等

水田の均平化や畦畔の修繕等に必要な作業委託及び農業機械等のレンタル の取組

工 生産資材調達

令和6年度中の営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材に限る。) を調達する取組

2 事業実施主体

- (1) 1の(1)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3 戸以上であるものとする。
 - ア 都道府県
 - イ 市町村
 - ウ 農業者の組織する団体(事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。以下同じ。)
 - エ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)
 - オ 地域農業再生協議会(経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2の1に定める産地協議会をいう。以下同じ。)
 - カ 地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあって は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管す る地方農政局長をいう。以下同じ。)が事業目的に資するとして特に必要と 認めた団体(以下「特認団体」という。)
- (2) 1の(2)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3 戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体とする。
 - ア 都道府県
 - イ 市町村

- ウ 農業者の組織する団体
- 工 公社
- 才 特認団体
- (3) 1の(3)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。
 - ア 都道府県
 - イ 市町村
 - ウ 農業者の組織する団体
 - 工 公社
 - 才 地域農業再生協議会
 - 力 特認団体

3 採択要件

採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 成果目標の基準
 - ア 1の(1)のアの(ア)、オ及び(3)のエの事業 被災した農地等における営農再開とする。
 - イ 1の(1)のイ及び(3)のア、ウの事業 被災した農地等において令和5年度及び6年度までの間に営農再開のため に適切な環境が確保されることとする。
 - ウ 1の(1)のウ及び(3)のイの事業 事業実施ほ場における単位面積当たり収穫量が従前の水準とおおむね同等 まで回復することとする。
 - エ 1の(1)のアの(イ)及びエの事業 受益農家が令和8年度までに作物転換・規模拡大等を行うこととする。
 - オ 1の(2)の事業 被災した集出荷施設等の出荷の回復等とする。
- (2) 目標年度
 - ア 1の(1)のアの(ア)、イ及びオ、(2)並びに(3)の事業については、令和6年度とする。
 - イ 1の(1)のウの事業については、事業実施後3か年が経過した日が属する年度とする。
 - ウ 1の(1)のアの(イ)及びエの事業については、令和8年度とする。
- (3) 事業の対象となる地域等
 - ア 1の(1)のアからウまで及びオの事業

助成の対象となるほ場は、令和6年能登半島地震の影響により、農作物等に甚大な被害を受けた地域において、次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件を満たすほ場とする。

- (ア) 1の(1)のア及びオの事業 次のいずれかに該当するほ場とする。
 - ① 市町村が被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認めたほ場
 - ② 市町村が被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれると認めた農家の被災ほ場

(イ) 1の(1)のイの事業

市町村が都道府県に対し被災があった旨を報告したほ場とする。

ただし、実需者が収穫を行う予定であったほ場の作物残さの撤去の取組 については、当該実需者が、当該ほ場において収穫を行う予定であったが 収穫を行わなかった旨を証明できるものに限る。

(ウ) 1の(1)のウの事業

災害復旧事業(農地・農業用施設等)において、客土工法が用いられたほ場とする。

イ 1の(1)のエの事業

助成の対象となる地域は、令和6年能登半島地震により、農作物又は農業 機械等が甚大な被害を受けた地域とする。

ウ 1の(2)の事業

助成の対象となる地域は、令和6年能登半島地震により、甚大な被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている集出荷施設等が存在する地域とする。

エ 1の(3)の事業

市町村が都道府県に対し、浸水に伴う土砂堆積や表土の流亡等により収穫が困難又は令和6年度に予定していた作付けが困難と認められる旨を報告した水田とする。

(4) 上限事業費

1の(2)のアの事業に係る上限事業費は、1施設当たり原則1千万円とする。

4 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

5 留意事項

(1) パイプハウスの設置

生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置を行う場合にあっては、天 災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度(国の 共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済、損害補償保険等(天 災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。

(2) 農業機械等のリース導入

ア 助成対象者は、助成の対象となる農業機械等について、動産総合保険等の 保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入する ものとする。

イ 助成対象者が、国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援 を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等 に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)の期間内にお ける当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(3)農業共済、収入保険等の積極的活用

気象災害等による被災に備えて、助成対象者は、農業保険法(昭和22年法律 第185号)に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。 なお、1の(3)の取組の助成対象者は、該当ほ場における次期作を対象と する農業共済又は収入保険に加入すること(発行している株式の総数の三分の 一を超える株式を政府が保有することを法律で義務付けられている株式会社が、災害時のセーフティーネットを提供することを含めて、助成対象者と農作物の買入れに関する契約を締結する場合を含む。)とする。

第2 助成

1 補助対象経費

- (1)補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。 なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。
- (2) 農業用ハウス等の園芸施設共済の加入対象施設について、生産資材の導入助成を受けて再設置を行う場合には、災害対策での助成は園芸施設共済の支払共済金が基本であることから、以下のア又はイの場合とウを比較し、低い額を国庫補助費の上限とする。
 - ア 被災を受けた農業ハウス等が園芸施設共済に加入している場合 補助対象経費に1/2を乗じて得た額から支払共済金に1/2を乗じて得 た額を差し引いて得た額。
 - イ 被災を受けた農業用ハウス等が園芸施設共済に加入していない場合 補助対象経費に1/2を乗じて得た額から、補助対象経費に被災を受けた 農業用ハウス等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率(園芸施設 共済共済価額設定準則を定める件(平成30年3月28日農林水産省告示第655 号)別表1の時価現有率をいう。)並びに4/10(園芸施設共済の付保割合 の最大値である0.8に1/2を乗じて得た額)を乗じて得た額を差し引いて得 た額

ウ 補助対象経費から支払共済金及び地方の支援措置を控除して得た額

2 助成対象外の経費

次の経費は本事業の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成若しくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る 経費
- (2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い農業機械等のリース導入経費(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)
- (3) 本体価格が50万円未満の農業機械等(アタッチメント含む。) のリース導入 経費
- (4) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額)

第3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、別記様式第1号に次の別添様式を添付した事業実施計画を作

成し、別掲2の応募申請書と併せて、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。

- (1)第1の1の(1)のアの事業 別添様式第1号
- (2) 第1の1の(1) のイの事業 別添様式第2号
- (3)第1の1の(1)のウの事業 別添様式第3号
- (4) 第1の1の(1) のエの事業 別添様式第4号
- (5)第1の1の(1)のオの事業 別添様式第5号
- (6) 第1の1の(2) のアの事業 別添様式第6号
- (7)第1の1の(2)のイの事業 別添様式第7号
- (8)第1の1の(2)のウの事業 別添様式第8号
- (9)第1の1の(3)の事業 別添様式第9号
- (10) 第1の2の(1)のカ、(2)のオ又は(3)のカの特認団体として事業を 実施予定の団体 別添様式第10号

2 指導監督等

(1) 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、助成対象者に、

ア 農業機械等のリース契約書等関係書類の管理及びリース期間内の適正な利用

イ パイプハウス等の耐用年数期間内における適正な利用について指導するものとする。

- (2) 助成金の返還等
 - ア 地方農政局長等は、事業実施主体に交付した助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
 - イ 事業実施主体は、助成対象者が本事業を活用して導入した農業機械等及びパイプハウス等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、助成対象者に対し既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
 - ウ 事業実施主体は、助成事業に関して、助成対象者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助相当額を国に返還しなければならない。

エ 地方農政局長等は、事業実施主体による(1)の指導監督が適正に実施されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、イ及びウの規定にかかわらず、事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第4 その他

1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 事業費の低減

農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等を通じて複数の業者から見積りを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

リース方式による農業機械等の導入に関する基準等

本事業のうち別記(産地緊急支援対策)第1の1の(1)のエの事業については、 以下によるものとする。

1 農業機械等の範囲

本事業の対象とする農業機械等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とする。
- (2) 助成対象となる農業機械等のリースについては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和 57 年4月5日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知)にかかわらず、リース方式による導入ができるものとする。

ただし、本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等は除く。

2 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約(農業機械等を導入して利用する者と農業機械等の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。)の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約であって、リース事業者が利用者に対して貸し付けるために取得した農業機械等を対象とするものをいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業実施計画に記載された農業機械等の利用者及び農業機械等に係るものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が4の(3) により決定されたものであること。
- (3) リース期間が2年以上であり、かつ、法定耐用年数以内であること。

3 リース料助成金の額

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式③によるものとする。

なお、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①:助成金の額=農業機械等の購入価格(税抜き)×1/2以内

算式②:助成金の額=農業機械等の購入価格(税抜き)×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

算式③:助成金の額=(農業機械等の購入価格(税抜き)-残存価格(税抜き))× 1/2以内

算式②を用いてリース料助成金を算出する場合において、リース期間は、農業機械等の利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とす

る。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

4 事業実施手続等

(1) リース事業計画の作成及び提出

ア 事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする農業機械等の利用者に、 リース方式による農業機械等の導入に係る事業の実施計画(以下「リース事業 計画」という。)の作成に必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。 イ 事業実施主体は、アにより入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記3 によりリース料助成額を計算し、別添様式第4号によりリース事業計画を作成 し、別記様式第1号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

(2) リース事業計画等の承認

地方農政局長等は、1から3までに掲げる基準を全て満たしている場合には、 承認するものとする。

なお、本公募要領により選定された補助金等交付候補者のリース事業計画等については、地方農政局長等の承認を得たものとみなすことができる。

(3) リース事業者等の決定

事業実施主体は、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械等の利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は農業機械等の利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(4) 助成金の支払

事業実施主体は、(3)の入札及びリース契約に基づき農業機械等が農業機械等利用者に導入され、当該農業機械等の利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及び農業機械等の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、3により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該農業機械等の利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該農業機械等の利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(5) 助成金の管理

事業実施主体は、農業機械等の利用者へリース料助成料を遅滞なく支払うよう 努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る助成金を他の補助金、 事務費等と区分して管理しなければならない。

別表

取組の補助率等は以下のとおりとする。

	<u>以下のとねりとする。</u>]で行う取組	補助対象経費	補助率	注 意 点	事 業 実 施 主 体
(1)営農再開 支援	ア 資材の調達等支援 (ア) 早期営農再開	令和5年度及び6年度までの間の早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材に限る。)の購入経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費	1/2以内	・助成対象経費の根拠がわかる 資料(納品書、請求書等)を添 付すること。 ・他作物に転換する場合の 種子・種苗費は、前作の種子・ 種苗費の2倍を上限とする。	次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。 ア 都道府県 イ 市町村 ウ 農業者の組織する団体 エ 公社 オ 地域農業再生協議会
	(イ) 作物転換・規模 拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合 に必要な生産資材等(パイプハウスのパイプ 等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材 を除く。)の購入等経費	1/2以内		力 特認団体
	イ 栽培環境整備 (ア)作物残さ等の撤 去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛 散したガラス等の撤去により、次期作又は作 物転換に向け、良好な栽培環境を整備するた めに必要な掛かり増し経費	定 額 (作物残さ: 1,500円/ 10a以内、ガ ラス等:14, 000円/10a以 内)		
	(イ)追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要 となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に 必要な掛かり増し経費	1/2以内		
	(ウ) 防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した 際の航空防除委託経費	1/2以内		

共同]で行う取組	補助対象経費	補助率	注 意 点	事 業 実 施 主 体
	ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定 額 (10,000円/ 10a以内)	事業に取り組む農業者が平年時において投入する堆肥の量(当該量が地域の平均的な堆肥の投入量を上回るときは、その量)に対し、その半分以上の量の堆肥を追加投入する場合に限ることとし、助成対象経費の根拠が分かる資料を添付すること。	
	エ リース方式による 農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合 に必要な農業機械等のリース導入経費	定 額 (本体価格 1/2以内)	・農業機械等は本体価格(消費税を除く)が50万円以上のものとすること。 ・共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とすること。	
	オ 収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定 額 (8,000円/10 a以内)	作業労賃等の根拠がわかる資料 を添付すること。	
(2)集出荷施 設等におけ る農作物の 出荷円滑化 等支援	ア 施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2以内 (補修等に 必要な経費 に限る。)	補修等経費の根拠がわかる資料を添付すること。	次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上ある集出荷施設等の所有者又は運営主体とする。 ア 都道府県 イ 市町村
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	イ 周辺集出荷施設等 の活用	被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送 し、選果・加工等を行うために必要な輸送経 費や周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融 通するために必要な輸送経費	定 額 (7,000円/t 以内)	輸送費の根拠がわかる資料を添付すること。	ウ 農業者の組織する団体 エ 公社 オ 特認団体
	ウ 集出荷機能等の強 化	被災による集出荷機能等の低下を手選果等に より補い、集出荷量等を回復させるために必 要な作業労賃費	定 額 (5,600円/人 日以内)	作業労賃の根拠がわかる資料を 添付すること。	

共同	で行う取組	補助対象経費	補助率	注 意 点	事業実施主体
(3)浸水被害 に対する水 田農業継続 特別支援	ア 土壌診断	浸水被害を受けた水田の土壌環境の再生に向けて行う土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2以内	助成対象経費の根拠がわかる資料(納品書、請求書等)を添付すること。	次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。 ア 都道府県 イ 市町村
	イ 土づくり	浸水被害を受けた水田における生産力の回復 を図るために必要な堆肥・緑肥や土壌改良資 材等の追加的な投入に必要な経費	定額 (10,000円 /10a以内)	・堆肥等の追加的な投入や緑肥等の追加的なすき込みに当たっては、地域の施用基準等を参照し、分解特性や成分量に留意して実施すること。 ・事業に取り組む農業者が平年時と比較して、追加的に堆肥等を投入する又はすき込み作業を行う場合に限ることとし、助成対象経費の根拠が分かる資料を添付すること。	ウ 農業者の組織する団体 エ 公社 オ 地域農業再生協議会 カ 特認団体
	ウ 作業委託等	水田の均平化や畦畔の修繕等に必要な作業委 託及び農業機械等をレンタルするために必要 な経費	1/2以内	助成対象経費の根拠がわかる資料(納品書、請求書等)を添付すること。	
	工 生産資材調達	令和6年度中の営農再開に必要な生産資材 (種子・種苗等の消費材に限る。)の購入経 費	1/2以内	助成対象経費の根拠がわかる資料(納品書、請求書等)を添付すること。	

別記様式第1号

I 総括表

支援メニュー	被災の状況	総事業費 -		備考欄		
又版 ノーユー			国庫補助金	自己資金	その他	用って作
産地緊急支援対策						

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業 (産地緊急支援対策)

□ 事業実施計画書

事業実施年度: 令和 年度

事業実施主体名:

所 在 地:

1 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
八女日	氏名	
	所属・役職	
担当者	氏名	
担当相	電話番号	
	E-mail	

2 被災の状況等

被災作物名 又は	被災の状況	成果目標	被災面 受益配	積又は 5積等	備考
被災施設名			面積	農家戸数	
	(営農再開支援の土づくり支援事業に取り組む際は、本メニューの要件である災害復旧事業 (客土)の実施状況について必ず記載すること。)		00ha	00	
			OOha	00	
			OOha	0	
	合 計		OOha	00	

注:資材の調達等支援、栽培環境整備、土づくり、リース方式による農業機械等の導入、収穫・調製作業、土壌診断、作業委託等及び生産資材調達の 取組の場合は被災作物名及び被災面積を、施設の仮復旧等、周辺集出荷施設等の活用及び集出荷機能等の強化の活用の取組の場合は被災施設名及び 受益面積を記載すること。 3 取組内容等

5 城临門各寺							総事業費		負担区分		
被災作物名 又は 被災施設名			取組内容 				(A)+(B)+(C)	国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	備考
恢火				調達量	当 単価 国庫補助率 F		円	円	円	円	
00	営農再開支援	資材の	の調達等支援				0	0	0	0	
		투	早期営農再開				0	0	0	0	
			種苗	Okg	O円∕kg	1/2以内	0				
			00				0				
		1	作物転換・規模拡大				0	0	0	0	
			パイプハウス	OOa	O円∕10a	1/2以内	0				
			00				0				
		栽培班	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				0	0	0	0	
		1	 物残さ等の撤去				0	0	0	0	
			作物残さの撤去	OOha	1,500円/10a	定額 (1,500円/10a以内)	0				
			00				0				
		j	追加防除·施肥					0	0	0	
			追加防除(薬剤)	OOL	O円/L	1/2以内	0				
			00				0				
		ß	片除方法の転換				0	0	0	0	
			航空防除委託	OOha	○円/10a	1/2以内	0				
		土づく	ر ب _ا				0	0	0	0	
		対み	推肥の追加的投入又は緑肥のすき込 →	実施面積	10, 000円/ 10a	定額 (10,000円/10a以 内)	0				
		リース	一ス方式による農業機械等の導入				0	0	0	0	
		榜	巻械リース導入	〇〇機械	O円/台	定額 (本体価格1/2以内)	0				
		収穫	・調製作業				0	0	0	0	
		43	又穫・調製	OOha	8,000円/10a	定額 (8,000円/10a以内)	0				

集出荷施設等における農作物の	施言	殳の仮復旧等				0	0	0	0	
出荷円滑化等支 援		00	〇〇施設	〇円/施設	1/2以内	0				
	周辺集出荷施設等の活用					0	0	0	0	
		00	OF	7, 000円 /トン	定額 (7,000円/トン以 内)	0				
	集出	出荷機能等の強化				0	0	0	0	
		00	ООВ	5,600円 /人日	定額 (5,600円/人日以 内)	0				
浸水被害に対す る水田農業継続		土壤診断				0	0	0	0	
特別支援		00			1/2以内					
	±	±づくり			0	0	0	0		
		00	実施面積 〇〇 a	10,000円/ 10a	定額 (10,000円/10a以 内)					
	作	作業委託等				0	0	0	0	
		作業委託			1/2以内					
	生産資材調達				0	0	0	0		
		00	Okg	O円∕kg	1/2以内					
		숌 計				0	0	0	0	

注1:集出荷機能等の強化の取組で、時間単位で雇用する場合は、地域の最低賃金を上限とした単価に雇用時間を乗じて事業費を算出すること。

注2:備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備考
区力	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	
1 国庫補助金	Ħ	H.	円	А	
2 その他					
合 計					

(2)支出の部	本年度予算額	前年度予算額	比車	交増減	備考
区分	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	增	減	, iii
	円	円	P.	円	
(1)営農再開支援					
ア 資材の調達等支援					
イ 栽培環境整備					
ウ 土づくり					
エ リース方式による農業機械等の導入					
オー収穫・調製作業					
(2)集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援					
ア 施設の仮復旧等					
イ 周辺集出荷施設等の活用					
ウ 集出荷機能等の強化					
(3)浸水被害に対する水田農業継続特別支援					
ア 土壌診断					
イ 土づくり					
ウ 作業委託等					
工 生産資材調達					
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業内容ごとに助成対象者、ほ場所在地、被災面積、品目等が証明された資料(別記様式第1号別添2、別添3又は別添4)
- (2) 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は規約
- (3) 各取組の積算が確認できる資料(資材納品書(写)、園芸施設共済共済金支払通知書、輸送費、作業労賃の根拠が分かる資料等)
- (4) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (5) その他、地方農政局長等が必要と認める書類

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)助成対象者に係る被災証明

No.	被災日	事業 内容	助成対象者	住所	ほ場所在地	面積 (ha)	品目	被害状況 (具体的に記入)	備考
						·	·		
						·	·		

上記の者は、「令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る公募要領に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

令和 年 月 日

発行団体名:●都道府県●市町村

- 注: 1 「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。
 - ・ 資材の調達等支援
 - 栽培環境整備
 - ・ 土づくり
 - 収穫•調製作業
 - 2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
 - 3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
 - 4 被害状況が分かる写真等を添付すること。

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)助成対象者に係る被災証明

No.	事業 内容	助成対象者	住所	機械・ハウス 等名	台数 等	被害状況	(流失・破損・倒壊の別) 具体的内容	備考
				_				

上記の者は、「令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る公募要領に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

令和 年 月 日

発行団体名:●都道府県●市町村

- 注: 1 「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。
 - 資材の調達等支援
 - ・リース方式による農業機械等の導入
 - 2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
 - 3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
 - 4 助成対象者(担い手)が、農業機械等に被害を受けた出し手農家(非担い手)から機械作業を集約化する場合は、下段に出し手農家(非担い手)の農業機械 等の被害状況等を()書きで記載すること。
 - 5 被害状況が分かる写真等を添付すること。

別記様式第1号別添3

(集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援)

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)助成対象者に係る被災証明

No.	事業 内容	助成対象者	住所	施設所在地		受益農家 数(人)	被害状況(具体的に記入)	備考
	יש'ניון				(IIa)	致(八)	(共体的に配入)	

上記の者は、「令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る公募要領に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

令和 年 月 日

発行団体名:●都道府県●市町村

- 注: 1 「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。
 - ・ 施設の仮復旧等
 - 周辺集出荷施設等の活用
 - 集出荷機能等の強化
 - 2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
 - 3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
 - 4 被害状況が分かる写真等を添付すること。

(浸水被害に対する水田農業継続特別支援)

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)助成対象者に係る被災証明

No.		助成対象者	住所	ほ場所在地	面積	品目	被害状況	備考
	内容				(ha)		(具体的に記入)	

上記の者は、「令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る公募要領に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

令和 年 月 日

発行団体名:●都道府県●市町村

- 注: 1 「事業内容」欄には、以下の取組内容から選択して記載すること(複数選択可)。
 - ア 土壌診断
 - イ 土づくり
 - ウ 作業委託等
 - 工 生産資材調達
 - 2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
 - 3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
 - 4 被害状況が分かる写真等を添付すること。

別添様式第1号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 資材の調達等支援事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1_	作物等の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3_	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

事業量	事業に要					
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負担	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
資材の調達等支援						
対象資材						
種苗						
マルチ						

6 農業用ハウス等の園芸施設共済の加入対象施設の再設置

園芸施設共済の加入対象施設について、生産資材の導入助成を受けて再設置を行う場合には、 公募要領別記の第2の1の(2)に定める計算結果を以下に記載の上、計算結果のうち最も低 い金額を国庫補助費の上限として、「5 事業内容」に記載して下さい。

ア 被災を受けた農業用ハウス等が園芸施設共済に加入している場合 (補助対象経費×1/2) - (支払共済金×1/2)

イ 被災を受けた農業用ハウス等が園芸施設共済に加入していない場合

(補助対象経費×1/2) - (共済額($\frac{1}{2}$) ×1/2)

※共済額:補助対象経費×被災を受けた農業用ハウス等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率×8/10

ウ 補助対象経費-支払共済金-地方自治体の補助金

事業完了予定(又は完了)令和 年 月 日

別添様式第2号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 栽培環境整備事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1	作物等の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3_	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

事業量	事業に要					
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負 担	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
栽培環境整備						
残さの撤去						
追加防除 薬剤	○○ha					
	Ol					

別添様式第3号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 土づくり支援事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1	作物等の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3	活動計画
	以下のように、取組の内容がわかるように記載して下さい。
	(堆肥の追加的投入の例) 平年時の投入量① ○○ t/10a 今回投入量② △△ t/10a 追加的投入量の割合(②/①) ●● % ※追加的投入量の割合が150 %以上の場合、補助対象になります。
	(緑肥のすき込みの例) 緑肥播種~すき込み → □□(作物名)を定植(又は播種)
4	その他事業実施に当たり必要な事項
l	(本メニューの要件である災害復旧事業(客土)の実施状況について記載すること。) (堆肥の追加的投入に取組む場合は、基準となる地域の平年投入量又は事業実施主体の平年時 における投入量について記載すること。)

事業量	事業に要	事業に要負担区分				
経費区分	実施面積	する経費	国庫補助金	自己負担	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
土づくり						
堆肥の追加的投入 (又は緑肥のすき込み)						
	○○ a					

別添様式第4号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る リース方式による農業機械等の導入事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1	作物等の被災の状況
2_	事業の実施方針及び目標
3	活動計画
Ĭ	
4_	その他事業実施に当たり必要な事項
<u> </u>	

事業量	事業に要					
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負担	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
リース方式による農業機械等 の導入						
の等人						
対象機械						
○○機械						
	〇台					

6 導入する農業機械等

機械等利用	組織名						
者	代表者名						
	所在地						
	受益農家						
L. L. Con. Late Life L. D.	111.00 1.				Met		,
対象等機械	機種名				数	量	台
	型式名						
	対象作物						
	利用面積	(計画)	ha	(利用規模	下限	<u>.</u>)	ha
		(利用計画の設定)	の考え方)				
	農業機械 等の被災 状況						
リース期間	開始日~約	冬了日(※1)			\sim		(年)
(注1)	リース借う	受日から○年間(※	2)	(年)			
リース物件取	放得見込額	(税抜き)	[1]				(円)
リース期間約	冬了後の残価	G設定(税抜き)	[2]				(円)
リース料助成	战申請額		[3]				(円)
リース諸費用	月(金利・係	保険料・消費税等)	[4]				(円)
機械等利用者負担リース料(税込み)			[5]				(円)
リース物件係	R管場所						

注:1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。 2 複数の機械等をリースする場合には、機械等ごとにそれぞれ作成すること。

別添様式第5号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 収穫・調製作業事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1_	作物等の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
	争未の夫旭ガ町及び日保
3_	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

事業量	事業に要する経費					
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負担	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
収穫・調製作業						
収穫・調製	○○ha					
ノズル	○個					

別添様式第6号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 施設の仮復旧等支援事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

-	1 施設の被災の状況						
2	2 事業の実施方針及び目標						
•	3 活動計画						
4	4 その他事業実施に当たり必 「	要な事項					
Ę	5 事業内容		<u> </u>	1			
	事業量	T	事業に要 する経費		備考		
	経費区分	調達量) 心脏臭	国庫補 助金	自己負 担	その他	C · · env
			(円)	(円)	(円)	(円)	
	施設の仮復旧等						
	対象施設						
	○○施設						
		○施設					
		1				Ī	

月

別添様式第7号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 周辺集出荷施設等の活用支援事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度) 事業実施主体名

代表者氏名

1	施設の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3_	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

事業量	事業に要					
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負 担	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
周辺集出荷施設等の活用						
対象施設						
○○施設						
	Oトン					

別添様式第8号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 集出荷機能等の強化支援事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1_	施設の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項
L	

事業量	事業に要					
経費区分	調達量	する経費 (円)	国庫補 助金 (円)	自己負 担 (円)	その他 (円)	備考
集出荷機能等の強化						
対象施設 ○○施設	〇人日					

別添様式第9号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 浸水被害に対する水田農業継続特別支援事業計画書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1_	作物等の被災の状況						
2	事業の実施方針及び目	標					
3_	活動計画						
	各経費区分における取組の内容がわかるように記載してください。 土づくりに係る取組については、追加的な堆肥等の投入や緑肥のすき込みの取組であることが分かるように記載してください。						
4	その他事業実施に当た	り必要な事	·項				
5	事業内容						
	事業量		事業に要		負担区分		rite la
	経費区分	量/面積	する経費(円)	国庫補助金(円)	自己負担(円)	その他 (円)	備考
7	ア 土壌診断	○点					
	イ 土づくり 堆肥等の投入 緑肥等のすき込み	○ha ○ha					
ŗ	ウ 作業委託等	○ha					

Okg

工 生産資材調達 種子

別添様式第10号

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る 特認団体申請書

(事業実施年度:令和○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

事業実施主体名	取組内容
(特認団体名)	
構成員氏名	住 所
	特 認 と す る 理 由

注:特認団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等とする。

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)チェックシート

(フリガナ):

応募団体名:

チェック				;	提 出 資	至 料	一覧				
欄		書	類	の	名	科	<u></u>		備	考	
	(1)	画書(別	F能登半島 削記様式第 削添様式第	1号、3	川記様式第	1号别					
	(2) T	及び品目	孯ごとに助 目等が証明 忝4)(必	された資							
	1		見約等及び ン、事業実 (、。)								
	ウ		D積算が確 輸送費、								
	I		官前に着手 ることが証			被災日	以降の耳	Z			
	(3)	本票(き	チェックシ	·	(必須)						

- (注) 1 応募に必要な上記の各資料について、公募要領に基づき記載内容等が整っていることを確認した上で、提出時に、本票のチェック欄に「〇」を記入願います。
 - 2 ウェブページに公表されている資料は、備考欄に公表資料のURLを記入することにより、提出に代えることができます。

別掲2

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る事業 実施計画の応募申請について

> 番 号 年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地 団 体 名 代表者名

このことについて、令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策)に係る公募要領第2に基づき関係書類を添えて応募申請します。

なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおりです。

担当者氏	名:		
電 話:			
メールア	'ドレス:		

令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業(産地緊急支援対策) に係る申請書類提出先及び問合せ先

都道府県	提出先・問合せ先	住所 電話番号
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22
	地域指導官	直通 011-330-8807
青森県·岩手県·宮城 県·秋田県·山形県·福	東北農政局生産部生産振興課地域指導官	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)
島県	地场旧等日	直通 022-221-6179
京都·神奈川県·山梨	関東農政局生産部生産振興課 地域指導官	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)
県·長野県·静岡県		直通 048-740-0407
新潟県·富山県·石川県·福井県	北陸農政局生産部生産振興課地域指導官	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
乐·福升乐 	地域拍导日	直通 076-232-4302
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部生産振興課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
	地域指導官	直通 052-223-4622
滋賀県·京都府·大阪 府·兵庫県·奈良県·和	近畿農政局生産部生産振興課 地域指導官	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
歌山県	地域拍导日	直通 075-414-9020
	中国四国農政局生産部生産振興課	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)
島県·香川県·愛媛県· 高知県	地域指導官	直通 086-224-9411
福岡県·佐賀県·長崎県·熊本県·大分県·宮	九州農政局生産部生産振興課 地域指導官	〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号(熊本地方合同庁舎A棟)
崎県·鹿児島県	地域拍导日	直通 096-300-6208
沖縄県		〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館)
	課長補佐(農産)	直通 098-866-1653

[※] メールによる提出を希望される方は、メールアドレスを提出先にお問合せください。